

注意事項

※この申請書は、HER-SYSとは異なります。ご注意ください。

- 1名につき、1つのIDを付与できます。
- 申請書を記入後、保健所にFAXしてください。登録処理後、IDと初期パスワードをお知らせします。
- システムにログインする際の二要素認証は、申請時の電話番号へ着信通知があります。（ログイン後に、随時メールやSMSによる通知へ設定変更も可能です。）
- ID・パスワードは、NESIDのご利用にあたって必要となりますので、付与後は大切に保管下さい。

【NESID】医療機関等 利用者ID登録申請書（兼ID通知書）

申請日： 令和 年 月 日

登録医療機関等 名称		
連絡先	電話番号	FAX
メールアドレス		

登録 番号	使用部署等	認証用電話番号	※ ID (保健所記入欄)	※初期パスワード (保健所記入欄)
記入例	管理課	0942-3X-9XXX	保健所が記入しますので、記入しないでください	
1				
2				
3				
4				
5				

システム利用に関しては、下記の利用規約（一部抜粋）をご確認下さい。

※ID登録日：令和 年 月 日
(保健所記入)

第5条（システム利用における責任）

システム利用者等は、感染症法、個人情報保護に関する各種法令その他の適用ある法令及び規制に則り、自己の責任と判断に基づき本システムを利用し、本システムの利用に伴って取得した以下の情報を適切に管理・利用するものとし、本規約に特別の定めがある場合を除き、本システムの利用に起因又は関連して国及び厚生労働省に対しいかなる責任及び損害も負担させないものとし、

- 一 本システムで取り扱う感染者等の個人情報
- 二 本システムで取り扱うシステム利用者等に係る情報
- 三 厚生労働省及びシステム利用者等が共有する情報
- 四 その他、システム利用者等が閲覧又は取得した全ての情報

第6条（システム利用者等の認証）

システム利用者等は、本システムの利用に当たり、認証を受ける必要があります。

- 2 利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)の認証は、厚生労働省が発行するID及びパスワードの入力並びに電話番号等の情報の登録に基づき厚生労働省が行います。
- 3 システム一般利用者の認証は、利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)が発行するID及びパスワードの入力並びに電話番号等の情報の登録に基づき利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)が行います。
- 4 前2項の利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)及びシステム一般利用者として認証を受けられる者の範囲及び認証の詳細な方法は厚生労働省が別途定めます。

※利用規約（全文）については、久留米市公式ホームページをご確認ください。